

中里介山作・石井鶴三画「大菩薩峠」と「挿絵事件」の背景

挿絵制作の時代的転換と旧著作権法の解釈について

出口 智之（東海大学）

一

筆者は先年より、荒井真理亜・高野奈保・多田蔵人・松本和也の四氏とともに、信州大学附属図書館の所蔵にかかる石井鶴三関係資料のうち、中里介山から鶴三に宛てられた書簡群の翻印・研究を行ってきた。その成果はすでに、平成二十九年三月にウェブ発行された『信州大学附属図書館研究』臨時増刊の誌上で公にされている¹⁾。同誌に掲載した二本の論考では、全四十通におよぶ介山の書簡を共同研究によって全点翻字し、適宜註釈を施したうえで（以下「翻印と註釈」）、そこに見出される問題についての考究を筆者が代表して行った（以下「問題系」）。詳しくは該稿を参照されたいが、おおまかに言って一連の書簡は①「大菩薩峠」の挿絵制作に関するもの、②新聞掲載以後の挿絵の扱いに関する介山の認識を示すもの、③介山と鶴三の私的交流を示すものの三種に大別でき、特に①からは「大菩薩峠」の執筆と挿絵制作の具体的な状況が、②からは「挿絵事件」に際して介山が示した認識の背景が、それぞれ明らかになったのであった。

便宜上、あらためて簡単にまとめておけば、「大菩薩峠」は大正二年に執筆が開始され、昭和十六年に第四十一巻が書かれて未完となった介山畢生の大作で、そのうち鶴三は「無明の巻」（大正十四

年一月六日～五月十二日）、「他生の巻」（同年八月二十八日～十二月二十九日）、「流転の巻」（大正十五年一月五日～五月二十日）、「みちりやの巻」（同年七月十三日～十月二十一日）、「鈴慕の巻」（昭和三年五月二十二日～七月十九日）、「Oceanの巻」（同年七月二十日～九月八日）という、大正昭和の交に発表された六巻の挿絵を描いている²⁾。いずれも『大阪毎日新聞』『東京日日新聞』の夕刊に掲載されたが、後に鶴三がそれらの挿絵四百四十二図を『石井鶴三挿絵集』第一巻（光大社、昭和九年七月）にまとめて刊行したことから、介山との間に係争が勃発した。すなわち、もともとこうした趣旨の書物の刊行に不快を示していた介山が、著作権の侵害を訴えて告訴に踏切ったのである。法廷のみならず、画壇、論壇を巻込んだ論争へと発展して注目されたこの「挿絵事件」は、しかし最終的な司法判断を待つことなく、介山の告訴取下げによって終結したのであった。

旧稿ではこの一連の出来事背景として、まず「大菩薩峠」の挿絵制作にあたり、介山がこれから執筆する内容の概略を鶴三に連絡し、時には背景や小物などのスケッチまでも送っていたことを明らかにした。一例を示せば、「（他生の巻）の——注）第一回は——清澄の茂太郎が月見寺の三重の塔の九輪の上で恍惚として星夜の美観をながめてゐる処、」³⁾といった具合である。このような

連絡がどれほどの頻度で行われていたのか、正確に知ることは難しいが、少なくとも介山から何らかの伝達があった場合、鶴三は原則としてそれに従う形で挿絵を描いている。これは明治初期より広く行われていた、絵入り新聞小説においては小説家が執筆に先立ち、絵師（画家）に挿絵の内容を指示しておくという慣習に則った制作方法にはかならない。

おそらくはこうした経緯を念頭に、介山は画家側が挿絵を小説作者とは無関係な自作として、その他の画業とひとしなみに扱うことに異議を唱えたと考えられる。事実、彼は論争のなかで、自身が鶴三に与えた少なからぬ材料や指示・示唆の内容を詳しく明らかにしており、その主張は「翻印と註釈」で紹介した書簡群によって裏づけられた。言換えれば、介山は新聞小説挿絵の「獨創性」を問題にすることで、明治初期以来の慣習と新時代の画家たちが持つ芸術観念との相剋という、重要な問題を提起しようとしたのである。そうした視座から、次のような鶴三の発言にあらためて向きあってみれば、そこにはある戦略が浮かびあがっているように思われる。

たとひ挿絵として描いたものであつても、それが其人の画である以上、つまり、他人の画を摸したものでなく、画家が其人の画心のはたらきによりて画ける作である以上、それは明に画家の創作であります。（中略）本文が挿絵に対して寄与せるところは、僅に、其画因となるべき、資料の幾分を提供しただけに過ぎません。資料を消化して、画を成すに至るまでの作用は、画家の精神活動によるものであります。⁵⁾

こう断言する鶴三は、介山の主張の一部だった著作権問題に強く反応し、自身の創作活動の自立性を強調する一方、制作の背景に

ついてはほとんど口を噤んで応答しようとはしないのだった。ここには、旧稿「問題系」でも指摘したように、係争の渦中にあつて鶴三が早くも洩した、「此際当然美術界に於ても著作権問題が論議せられ、而して、美術の著作権が一般に認識される機運となればと内心喜びました」という、⁶⁾美術の著作権確立という意図が透けて見える。そして、事態はその目論見どおり、鶴三の主張を支持する世論の形成へと動いたのであり、後に匠秀夫は次のように総括している。

『石井鶴三挿絵集』（光大社刊）の出版はこの挿絵の価値を示すものといった単純なことではなく、「挿絵」の著作権の帰属についての作家と画家との対立をめぐって、その是非を世に問うためであった。（中略）作者に属するとする中里介山はその狷介な性格も加わって、自説を固守してゆずらなかつた。（中略）この紛争は社会一般に挿絵への関心を高め、また挿絵著作権が正しく認められる大きな原動力になるという意義をもつのである。⁷⁾

しかしながら、介山の人格に対する攻撃はしばらく措き、彼の書簡が物語る制作経緯と認識とを詳細に検討するならば、この問題は絵入り新聞小説の制作をめぐる時代的な転換と、新旧の意識差に由来する相剋、また複数の人物の相補によって生れたキャラクターに関する権利といった、文学史・美術史・メディア史・法制史など、多様な分野にわたる複合的な角度から再検討されねばならないというのが、旧稿「問題系」の結論であった。本稿はこれをふまえ、旧稿で俯瞰した問題に関してより具体的な考察をすすめるため、補足資料として介山以外の周辺人物から鶴三に送られた関連書簡を紹介し、「大菩薩峠」の挿絵制作と「挿絵事件」と

を取巻く事情のさらなる解明を目指す試みである。

なお、書簡の公開にあたっては、可能なかぎり著作権継承者を探索して許諾をいただくべく、所蔵者である信州大学附属図書館のご尽力を忝くしたが、継承者が不明または連絡が取れない場合も多く、すべての関連書簡を翻字する準備が整わなかった。よって、ここでは公開の許諾を得られたもののみを全文翻字し、それ以外の書簡については、私的な通信であることもかんがみて、社会通念上問題ないと思われる程度の概略の摘示のみにとどめることとする。

二

まずは鶴三が「大菩薩峠」の挿絵を描いていたところ、『東京日日新聞』で編集にあたった人々からの書簡を見てゆこう。「翻印と註釈」で取上げた介山の書簡は、「書簡1」のように数字を用いて番号を振ったので、本稿の書簡番号はこれと区別するため、「書簡A」のようにアルファベットを用いることとする。なお、翻字の方針と表記については旧稿と同様である。⁸⁾

書簡A (書1—156)

封筒欠 便箋 ペン

拝啓

再三のお手紙に御返事も差上げず

失礼を重ねお詫びの言葉ありません、

実は罷り出で、と思ひ、延びくと

なりました次第、御諒承願ひ上げます、

問題の『流転の巻』此後の挿絵につき

まして、実は、いつぞやの仰せの節を中里氏に伝へましたる処

中里氏はたゞ「困つた」「惜しい」

を連発、最後には、「では、小説の

執筆も暫く休まうか」など、ま

でははれ、それでは困るので当方で

休息を思ひとまつていたゞ可くお

願ひし、今日猶ほ何うにも後の

事がきまらず居る次第であります、

もう二三回にて流転の巻はお終ひ

なれば此の分では何の道休載は

免かれぬと思ひますが、如何でせうか

何とか重ねて御執筆を願ひ、在来

のまゝ東西毎日、日日の呼物として

頂げるやう御考へ直しを願ふ余

地は無いものでせうか、外に方法のな

い苦しさから私一存として一応

御伺ひ申上げます、無礼の段お

許し下さるやう願ひ上ます

拝具

石井鶴三 様

十三日

新妻生

『東京日日新聞』で長く「大菩薩峠」の編集に携り、『石井鶴三挿絵集』第一巻にも「序に代へて」を寄せている新妻莞の書簡である。封筒を欠いているが、「もう二三回にて流転の巻はお終ひ」

という文言から、同巻が大正十五年五月二十日に第百十五回で終了する直前、同年五月十三日の手紙と推定できる。文中、鶴三が語ったという「いつぞやの仰せ」の内容は明らかでないが、新妻の記している介山の反応から、挿絵制作の中止を申入れたものと考えてよいだろう。それは「大菩薩峠」からの降板を求めていたのか、それとも数巻の休筆を願っただけだったのか、いずれであったとしても鶴三がこの時、本作の制作に消極的だったことは間違いない。

一方、介山の「困った」「惜しい」という発言からは、彼が鶴三の挿絵を高く評価していたことがうかがえ、また新聞社側の、介山と鶴三の組合わせが同紙の「呼物」であるとの認識も見て取れる。もともと、引続いで潤筆を懇願した書信中の文言であるから、額面どおりには受取れないかもしれないが、結局鶴三はこの請いを容れ、七月十三日より「みちりやの巻」の連載が開始された。約二ヶ月弱にわたる休載期間中、鶴三に送られた介山の書簡³¹（「翻印と註釈」参照）には、鶴三の方から「大菩薩行」に誘われたことが記されていて、この問題で両者の個人的関係が悪化するまでにはいたらなかったようである。新妻はかかる推移を受け、「みちりやの巻」起稿に先立って、鶴三に次のような書信を寄せた。

書簡B（書10―56）

拝啓

申し訳の無い御無沙汰を致

しました、実は一日も早く

再掲するやうとの、読者の

希望（投書）が盛んにあり

便箋 ペン

ますので、其の運びに致し
度く、精々努力致したのであ
りました、中里氏が偽版
者征伐等に没頭され、つひ

今日ともなりました次第、尤も

こゝに至る前に、其の儀

委しく申上げて御猶予願

ふべきを、ずるぐゝに怠りま

したのは私の不行届、一に御

海容これ願ふ外ありませぬ、

漸く本日同封の葉書に

接し、中里氏御執筆の日取

りが確定的になりました、申

兼ねまする儀ながら、不行

届の責めは総て小生にあります

に就きましては、中里氏より原

稿戴^マく直ちに御送り申上

げますれば、其節は何卒

御執筆下し置かれます

るやう、御都合もおありの事

と存じ、お詫びに添へ予じめ

御願ひ申上げて置きます、

例の如き忙中の乱筆

御判読願ひ上げます

拝具

石井鶴三様

新妻生

〔受信者〕市外板橋中丸／石井鶴三様

〔発信者〕東京中央郵便局私書函第三十八号／東京日日新聞発行

所／新妻莞／東京麹町区有楽町一丁目二番地／振替貯

金口座東京二八〇〇番

〔日付〕大正 年六月二十五日夜

〔消印〕東京中央／15・6・26／后0—1

《発信者と日付けについて、署名および日付の「六」「二十五」「夜」

以外は印刷》

《封筒表・裏とも、新妻の筆ではないと思われるイラスト・計算・

文字等が記されている》

文中で言及されている介山からの「同封の葉書」は、現状の封筒内には見当たらないものの、「翻印と註釈」で紹介した書簡32から、「みちりやの巻」の起稿は七月一日であったと知られる。ここで注目されるのが、本書簡の「中里氏より原稿戴く直ちに御送り申上げますれば、其節は何卒御執筆下し置かれまするやう」という文言である。これはすなわち、「みちりやの巻」の開巻当初、「問題系」および本稿冒頭で述べたような介山からの指示を受けた挿絵制作ではなく、脱稿した原稿を鶴三が読んで描くという方式が取られたことを示している。もちろん、新聞社経由の原稿とは別に、介山から直接通信があつた可能性も否定はできないが、少なくとも新妻はその存在を想定してはいない。

翻って考えてみると、「翻印と註釈」で示した介山書簡四十通のうち、挿絵に対する指示として機能している書簡は「他生の巻」ま

でに集中していた。以降の巻については、「流転の巻」第一回の「碓氷峠の風景」をスケッチした書簡30、「鈴慕の巻」第四十四〜四十六回の龍之助の扮装や劔岳の錫杖を图示した書簡38、「Oceanの巻」第十七回の小栗上野介の定紋を图示した書簡39が残るのみで、描くべき場面や人物まで指定していたそれまでの巻とは明らかに異なっている。ここからは、「大菩薩峠」における挿絵制作のありかたが次第に変ってきているように思われ、ひいては書簡Aで言及されていた鶴三の不满も、この問題に関わっていた可能性を想定したくなるが、いずれも確定的な証左に乏しく、また現存する四十通が介山から鶴三に送られた書簡のすべてでもなかったであろうから、これ以上の憶断は控えよう。ただ、同巻が十月二十五日に完結したあと、中村岳陵が描いた「めいろの巻」（昭和二年十一月二日〈翌年四月七日〉）を挟んで、再び鶴三が筆を執った「鈴慕の巻」においても、書き溜めた原稿を鶴三に送る形が引き続き採用されたことが、これも『東京日日新聞』で編集を担当した森園豊吉の書簡から知られる。

森園の書簡については、本文をここに示すことはできないが、信州大学附属図書館には現在、書簡C（書1—150）・書簡D（書1—147）・書簡E（書1—148）の三通が残されている。まず、「めいろの巻」連載の終盤である昭和三年三月二十三日の日付を持つ書簡Cは、次の巻の挿絵を準備しておくよう依頼した内容で、すでに鶴三の担当は決定していたらしく、介山の原稿が届き次第転送すると述べられている。続く同年五月十三日の書簡Dでは、「めいろの巻」の続巻を少しでも早く掲載したいとして、十六日ころからの執筆を督促している。鶴三はこれを受けて制作に着手し、五月二十二日より「鈴慕の巻」の連載がはじまったが、同日付の書簡E（た

だし実際の新聞の配達は前日夕刻)では、介山からの続稿が滞っている旨が記され、相当に気を揉んでいる様子がうかがえる。

この書簡Eには、原稿を十回分ほど書き溜めておくよう介山に依頼してあったとあるから、やはりまとまった原稿を鶴三が読んで絵を描くという形は確立していたらしい。これと、たとえば大正十四年八月の「他生の巻」起稿に先立つ介山の書簡14に示されていた、「まだ原稿は出来ませんが出来次第趣向か草案かを御送り申し上げます」という姿勢との相違は明らかだろう。以上、細かな事情や経緯等は未詳であるものの、介山および新妻堯・森園豊吉の一連の書簡には、挿絵制作をめぐる介山と鶴三との相剋が隠見しているように思われる。そして、こうした不協和音を内在させながら進んだ連載は、次の「Oceanの巻」をもって完全に終了することとなり、鶴三のもとには社の重鎮、城戸元亮から次のような礼状が届けられたのであった。

書簡F (書10—456)

拝啓

便箋 ペン

いよく御健勝の段、慶賀に堪へません、さて、
ながく御苦勞をかけました大菩薩峠も、筆者

中里君が〔から〕、すでに回数も五百回にも上つたので、この際、休養

したいとの申出でがあり、大兄におかれても、●同様の御思

召があることは、疾うから承知して居ることですから、これで

打切ること、社内の相談を取りまとめ、中里君へもその旨

通達しました、大兄へは、新妻君が出向き、親しく御相

談をするつもりでございましたら、いろいろの都合で、行かれま

せんで、小生から、お願ひをするのであります、さて、やめると

なれば、名残りも惜しまれますが、今更致し方もありません、

たゞ、小生は、大兄の芸術によつて、大菩薩峠が、幾段の

光彩を添へ、新聞挿絵界に一新紀元を劃したこと

を以て、申分〔新聞〕自身の榮譽とし、満足とするものであり

ます、いづれ、新妻君が伺つた上、万縷申し上げます、

謹んで、御礼を申します、(未見力) 〃〃ながら、御奥様へよろしく

御伝へ願ひます、奥様の親類のハシクレで、又小生の

幼な友達が、近頃当地にまゐつて居ります、敬具

十六日

城戸元亮

石井賢台

侍史

〔受信者〕 石井鶴三様

〔発信者〕 城戸元亮／東京中央郵便局私書函第三十八号／東京日

日新聞発行所／東京麹町区有楽町一丁目二番地／振替

貯金口座東京二八〇〇番

〔日付〕 大正 年 月 日

〔消印〕 なし(使持参)

《発信者について署名以外は印刷》

《封筒表には鉛筆で計算が、裏にはペンで「七十二回より最後ま

で」と記されており、いずれも城戸とは別筆と考えられる。》

以後、「大菩薩峠」の発表は『隣人之友』など別の媒体に移り、

鶴三がふたたびその挿絵を描くこともなかった。かくして両者は袂

を分ったわけだが、おそらくは連載中から潜在していたその対立は、昭和九年の「挿絵事件」にいたって表面化することになる。

三

先述のとおり、「挿絵事件」では当事者である介山と鶴三のみならず、多数の論者が様々な媒体に見解を発表し、大きな議論となった。その詳細は、事件以前の応酬まで幅広く調査した松本和也の論考に詳しいが、ここでは鶴三のもとに寄せられた書簡を起点に、議論の一端を裏面から探ってみよう。

まず注目されるのが、問題となった『石井鶴三挿絵集』第一巻の刊行直後に寄せられた、法学者の榛村専一からの手紙である。

書簡G（書4—903）

便箋 毛筆

拝啓益々御清勝奉賀候扱愈

御創作集第一巻美事ナル出来バエ

にて御出版、早速一部御恵与被下

難有拝見仕候万一著作権ノ問題起

レハ飽迄正當ナル考ノ認めラル、マデ努

力致し度シト存候不取敢出版御悦ビト御

礼トヲ申述度 匆々拝具

専一

石井様

侍史

〔受信者〕 板橋区板橋町ノ三ノ二六六ノ石井鶴三様

〔発信者〕 渋谷区衆楽町九ノ榛村専一

〔日付〕 七月十七日

〔消印〕 □□/9・7・□/后□—□

消印と日付のほか、「御創作集第一巻」が「御出版」という文言から、昭和九年七月十七日の執筆と確定できる。文中、「万一著作権ノ問題起レハ」とあるのは、松本和也が次のようにまとめる、前年夏に交された論争を受けたものである。

鶴三による「大菩薩峠」挿絵が光大社から刊行されるという情報が「滑走路」（『東京日日新聞』一九三三・五・二六）に掲載され、それを目にした介山が新聞社に対して抗議の手紙を出し、鶴三、版元にも通告文を送る。「挿絵事件」の前哨戦ともいえるこのトラブルについては、『報知新聞』紙上で議論が戦わされる。¹¹⁾

この時の議論に加わったのは四者で、まず田中貞太郎が画家の著作権を認めつつ、題名を「絵本大菩薩峠」とした出版は「小説大菩薩峠の版權を侵害する」との見解を示したのに対し、続いて佐野繁次郎が「法律上のことははつきりはいひきれぬ」としながら、「芸術家同志」¹²⁾のだから介山が応援して広告でもしてやればよいのに、と心情的な意見を述べた。三番目の執筆者が、右の書簡Gの差出人である榛村専一で、専門の法律家らしく次のように論じている。

若し本文の作者と画家との間に挿絵だけを切離して出版しないといふやうな約束、あるひは挿絵の著作権を本文の作者が譲り受けるといふ約束でもあつた場合には格別だが、そんな約束がない以上、本文の作者に関係なく、挿絵だけの出版が

できないわけではないと思ふ。／挿絵は本文の為に描くもの
はあるが、それだからとて挿絵の著作権が当然本文の作者に
帰属する理由は決してない。(中略)そして挿絵を描く際に本
文の作者からある指示を受けたこと、たとへば作中に出てく
る米友といふ人物はツングリした頑丈な男であると聞かされ
て、そのやうに描いたといふやうなことは、挿絵の著作権の
帰属には関係ないことである。

すなわち、介山からの示唆の有無にかかわらず、挿絵の著作権
は実際に描いた鶴三に帰属し、その権利の行使を制限したり、ない
しは権利を譲渡するような契約が結ばれていない以上、出版に法的
な問題はないとの見解である。「況んやその挿絵の芸術的価値の方
が高いやうな場合においてをやである」とまで言い、鶴三を全面的
に支持したこうした背景のもと、一年ほど経てようやく上梓された
『石井鶴三挿絵集』第一巻が、榛村にも寄贈されたものと思われる。
書簡Gはそれに対する礼状で、文中であらためて支持を表明してい
たとおり、彼は同年十月、『都新聞』紙上に「小説と挿絵の問題」
と題する文章を発表した。¹³その主意は前引とほぼ同趣旨であるもの
の、特に前月に発表された介山の「創作と挿絵の問題」への反論と
して、いかに踏込んだ助言や資料提供等が行われていようと、な
お鶴三が著作権を保持しうる事が強調されている。

本文の作者たる中里氏が挿絵の作者たる石井氏に屢々助言を
与へ、或は参考資料を供給したとのことであるが、それにし
ても石井氏が全く中里氏の助手として働いたものでない限り、
挿絵は依然石井氏の創作であり、その著作権は当然石井氏に
帰属するものと謂はなければならぬ。蓋し助言を与へたり、
参考資料を供給したといふやうなことはただ挿絵の創作に援

助又は便宜を与へたといふだけであつて、決して挿絵の創作
そのものに向けらるゝ精神的労作を分担したとはいへないも
のだからである。

もつとも、前年夏における『報知新聞』紙上での論争において、
榛村に続いて最後に登場した介山本人が、「原著者には一言の挨拶
が無い」「(問い合せに——注)弁明も挨拶も無いといふ事は、人間
の礼儀であるかどうか」「斯ういふ無礼独断の態度では認出来るか
どうか」と繰返し述べていたところから、彼の認める問題の本質が
法律上の著作権の帰属にないことは、当初から明らかなのであつた。
だが、おそらく著作権の問題化をこそ企図していた鶴三は、周到な
「理論武装」を備えて『石井鶴三挿絵集』第一巻の刊行におよんだ
と考えられ、榛村との連携もその戦略を背後から支える一つの布石
であつただろう。はたして、同書の出版を受けて介山が告訴に踏切
つたことで、著作権の帰属が中心的な争点となつたのであり、報道
を契機に幅広い議論が巻き起つた結果、鶴三のもとにも彼を支持す
る手紙が何通か舞込んできた。現在、信州大学附属図書館に所蔵さ
れているこの種の書簡は、三森連象からの書簡H(書4—990)、
恩地孝四郎からの書簡I(書4—169)、匿名の書簡J(書1—
223)、そして奈良正路からの書簡K(書7—9)の計四通である。
いずれも本文は略するが、まず書簡Hは昭和九年十月五日付で、
東京府立第八高等女学校(現・都立八潮高校)の図画教員であつた
三森連象から送られた激励の手紙である。東京美術学校図画師範科
卒だったとされる三森は、¹⁴係争の動向を新聞紙上で読んだと言ひ、
画家としての立場から絵画創作の自立性を強調して、権利が法的に
認められることを祈念している。小説家、もしくは小説そのものか
らの示唆の有無にかかわらず、絵の表現は画家の自由な創意にかか

るとする彼の主張は、鶴三自身の『石井鶴三挿絵集』第一巻自序の内容とおおむねひとしい。また、続いて版画家の恩地孝四郎から送られた、同年十月十一日の消印を持つ書簡Iは、これも新聞で報じられている鶴三の姿勢への共感を綴った葉書で、当然ではあるが、彼の行動が公に論評しない画家たちからも支持されていたことがわかる。¹⁶⁾

さらに、書簡Jはおそらく無名の鶴三ファンからの手紙で、同年十月十七日の日付を有する。内容は鶴三の挿絵を高く評価し、「大菩薩峠」は鶴三の挿絵によって生かされたとの見地から、著作権問題における介山の不当を訴え、激しい調子でその人格攻撃にまでおよんでいる。いわば、介山を激怒させたという木村莊八の、「大菩薩峠は(中略)絵が文章を啜へて振り廻した」「鈴慕の巻」(昭和三年)頃からは、作中に驕慢を洩して、テキストとして必ずしも上等のものではなくつてゐる」という発言の主意を、より極端な言葉で展開した形であった。以上の三通は、事件報道に対する比較的迅速な反応だが、これに対して翌昭和十年二月十五日の日付を持つ法律家の奈良正路からの書簡Kは、一連の問題が報道から論争へと移行した時期の資料である。

この手紙は、公に発表された論争の背景を詳しく物語っており、全文を示せないのが残念だが、ひとまずはおおまかな内容を摘示しておこう。奈良は鶴三からの手紙への返信として、まず鶴三が『中央公論』に発表した文章を読み、榛村専一の支持も知って安心して来たが、勝本正晃が『民商法雑誌』三月号に発表した論説で反論してきたため、再反論を思い立ったと述べている。そこで、同誌の編集者の一人、末川博に掛合つて、五月号もしくは六月号に五頁以内という条件で、文章を発表する手筈を整えた。ところが、彼は争点

となった当の『石井鶴三挿絵集』第一巻を所蔵していなかったため、一冊貸してほしいというのが手紙の概略である。

これに従って当時の資料を辿つてゆけば、まず奈良は昭和九年十月十七日の『東京朝日新聞』紙上、および十一月の『法律新報』誌上において、「挿絵の著作権肯定論を正当と信ずる」とする、鶴三支持の論説を展開していた。¹⁸⁾ 鶴三から送られたという書信は、おそらくこれに関わる礼状もしくは議論の展開を伝える報告と推察され、また奈良が読んだという鶴三の文章とは、注6に前掲した「挿絵の問題」、榛村の文章とは注13に挙げた「小説と挿絵の問題」であろう。一方、勝本正晃による反論とは、昭和十年三月の『民商法雑誌』に掲載された「挿絵集による著作権侵害問題」であり、これに対して奈良は、五月の同誌に「挿絵の著作権について勝本博士に答う」を掲載している。両者の論争の詳細は、松本和也「同時代のなかの「挿絵事件」」でも省かれているが、事件の帰趨を考えるうえで相当に重要な意味を持つと思われるので、ここで簡単にまとめておきたい。

第一に、奈良がはじめの文章で論じたのは、合著作の著作権について定めた旧著作権法第十三条第三項、「各著作人ノ分担シタル部分明瞭ナル場合ニ於テ著作人中ニ其ノ発行又ハ興行ヲ拒ム者アルトキハ他ノ著作人ハ自己ノ部分ヲ分離シ単独ノ著作物トシテ発行又ハ興行スルコトヲ得但シ反対ノ契約アルトキハ此ノ限ニ在ラス」に関する解釈であった。奈良によれば、介山作・鶴三画「大菩薩峠」はその形態において両者の合著作と解されるから、右の条文を根拠として、「小説と挿絵との分離は当然可能且つ有効であると考へられる」。¹⁹⁾ しかも本作の合作としての性質、すなわち本文と絵画との協奏は、単に掲載紙上において一度かぎり実現されたものにすぎない

いから、両者の関係は通常の合著作の場合よりもはるかに稀薄であり、掲載終了後の著作権は「中里氏と石井氏との間に明白な界標によつて分離される」。²⁰ 加えて、挿絵集の出版は「興行的な上映、上演のための脚色化とは、違った意味の境地」があるから、²¹ この点から見ても挿絵集の刊行は介山に対する著作権侵害にはあたらないというのが、奈良による結論であった。

これに対して勝本は、一般論としては挿絵の著作権が画家に属することを認めつつ、しかし本画集に含まれる一部の挿絵のように「画家の創意のみに依らず、作者の意見が重要な役割を為してゐる場合」は、その絵自体が合作と解されるから、「かくの如き挿絵の著作権は、本文作者と画家との共有に属する」と述べ、²² 独断での全点刊行はできないとした。また、かりに画家が挿絵の著作権を完全に保持している場合でも、掲載時と同順に配置された挿絵集は「原文の意味的内容を想起せしむる」以上、「絵を以てせる複製」にあたりと判断する。²³ すなわち、前掲の榛村および奈良が詳論しなかつた、介山の示唆のもとに描かれた挿絵の合作性と、保護されるべき複製権の範囲とを問題にしたのであった。勝本は混乱していた本件の論点をこの二点に整理したうえで、介山・鶴三・榛村・奈良の諸説に、理論的な角度から反論してゆく。

まず介山に対しては、小説本文に依拠して描く挿絵画家は一般に単独で著作権を主張できないとする見解を、絵画の造形美術としての性質を解さないとして斥ける。また、介山が自説の根拠としていたもう一点、「文芸學術ノ著作物中ニ挿入シタル写真」の著作権は著者に帰属すると定めた旧著作権法第二十四条については、鶴三の挿絵が同法第二十六条「写真ニ関スル規定ハ写真術ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ニ準用ス」に言う「写真術ト類似ノ方法」

にあたること、ならびに「特に其著作物のみのために著作せしめたること」の証明を欠くとして批判する。²⁴ 続いて鶴三に対しては、排列された挿絵による複製権侵害の可能性を十分考慮していないとして、見解の不足を指摘する。奈良に対する反論としては、叙上の主張、つまり介山の示唆を受けた挿絵の合作性と、複製権の侵害を看過している旨が簡単に繰返されている。

一方、複製権の問題について、「原作を知らない者が挿絵集だけを見ても原作を感知することは到底できないであらう」と論じていた榛村への批判は、もう少し複雑である。勝本によれば、複製が複製であると判断しうるのは原作の内容を知っているからであり、よつて複製の成立には、「原作を知れる者に於て或一定の作品が複製なりと認め得れば足」る。²⁵ 逆に、原作を知らない者が複製品によつて原作の内容を想像しうるかどうかは、複製たることの要件をなさないというのが彼の主張であった。なお榛村は、右記の旧著作権法第二十四条は厳密に写真のみに適用されることも述べていたが、これは介山への批判と同様、第二十六条の検討を欠くと論駁されている。

あらためて整理すれば、勝本の見解とは挿絵画家の著作権は基本的に認めるが、介山からの示唆・干渉を受けた絵については合作であるとし、また掲載順に則つて排列された挿絵集は原作の複製に相当するものである。これに対して奈良は、前述のとおり『民商法雑誌』五月号で再反論する。そのうち右の二点に関わる骨子のみ挙げると、まず「挿絵として表はれた部分は全部石井氏の筆致であり、その独自の芸術的表現であつた」として、介山の干渉は「石井氏の挿絵に対する支配権——著作権」を否定しないとする。²⁷ また複製権の侵害については、鶴三の挿絵は原作者の承認を得て描かれ、かつ同時に発表されたものだから、後から勝手に制作された場合と

は異なる」と述べている。

奈良の文章はこのほか、勝本が言及した旧民法第四百六十六条第二項（損害賠償）、および旧著作権法第十三条の再解釈にもわたっているが、詳細は割愛する。また、鶴三の挿絵は「中里氏の文に勝り、これをひき立ててゐた」とし、翻って介山自身の絵は「到底石井氏に造形的干渉などをなしうる、筋合のものでない」（傍点原文）とする⁽²⁸⁾、芸術的価値の評価に踏込んでいることも、附記することとめておこう。以上が書簡Gおよび書簡Kで言及されていた論争の概要だが、現代の観点からすれば榛村や奈良の見解に理があるのは明らかであり、同時代にあつてもまた、論者の多くが鶴三側についてように、「それは中里氏の無理だ」といふ直感をうけた⁽²⁹⁾者が多かったと思われる。しかしながら、司法の判断とは法の不備まで含めて下されるべきものであるし、また勝本にしても、決して理由なく鶴三の行為を違法と判断したわけではない。というよりも、介山と鶴三との間に潜在していた問題を正しく捉え、法解釈の水準で理論的に論じていたのは、むしろ著作権を専門としていた彼のほうなのであった。

四

法学には門外漢の譏りを承知で、勝本の論理をもう少し詳しく見てゆこう。

彼が本件を論ずるにあたって参照したのは、桃中軒雲右衛門の浪花節を録音したレコードを無断で作成・販売した被告について、著作権侵害を認めた一審・二審判決を破棄し、大審院の自判で無罪とされた、いわゆる「桃中軒雲右衛門事件」の判決である⁽³⁰⁾。多岐に

わたるその判決理由をすべて検討する余裕はないが、いま注目すべきは、「著作権ハ独創ノ思想即チ創作ニ対シ發生スルモノニシテ動作ニ対シ生スルモノニアラス」という立場から、「技能ニハ著作権ヲ生セス」と断言されている点であろう。「演奏者ハ著作物ノ奴僕タルニ過キササルヲ以テ著作権ヲ發生セス」とする学説を、「明瞭ナリ」と採用するこの判決は、現在では著作隣接権として保護される、演述自体に生ずる権利を明確に否定している⁽³¹⁾。その後、大正九年九月九日の改正によって、旧著作権法第一条が「文書演述図画建築彫刻模型写真演奏歌唱其ノ他文芸学術若ハ美術ノ範圍ニ属スル著作物」とされ（傍線部が追加）、また第三十二条第三項「音ヲ器械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ他人ノ著作物ヲ写調スル者ハ偽作者ト看做ス」が加えられることによって、こうしたケースの違法性はようやく定められたのであった。

一方、複製に関する判断で勝本が根拠としたのは、映画化権等を定めた同法第二十二條第二項「文芸、学術又ハ美術ノ範圍ニ属スル著作物ノ著作権ハ其ノ著作物ヲ活動写真術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ複製（脚色シテ映画ト為ス場合ヲ含ム）シ及興行スルノ権利ヲ包含ス」と、右の判例の「著作権法第一条同第三十條第一号ニ所謂複製トハ人ヲシテ原作ヲ感覺セシムルニ適スル一切ノ有形的手段方法ヲ意味スルモノトス」という判決要旨である。彼はこれに従い、連続する挿絵は明らかに「原作ヲ感覺セシムル」から、活動写真の「類似ノ方法」による複製にあたり、介山の権利を侵害していると考えたのであった⁽³²⁾。ただし、この第二十二條第二項は、実は鶴三が「大菩薩峠」挿絵の筆を擱いてから係争が勃発するまでの間、昭和六年八月一日の改正で加えられた新しい条文だったことに注意しなくてはならない。それまでの同法は、「著作物ノ著作人ハ其ノ著作物ヲ

複製スルノ権利ヲ専有ス」(第一条)として複製権の保護を規定する一方、「原著作物ト異リタル技術ニ依リ適法ニ美術上ノ著作物ヲ複製シタル者ハ著作物ト看做シ本法ノ保護ヲ享有ス」(第二十一条)として、異種複製には別の著作権を認めていたから、ここで新しく規定された映画化権等に言う「複製」に挿絵集までが含まれるのか否か、基準となる判断はいまだ示されていなかったのである。

これをふまえて振り返れば、「問題系」および本稿第一節で述べたように、数回先までの小説の概要や下絵を画家に伝えて挿絵を描かせ、その後で本文を執筆するとは、明治初期から行われていた一般的な新聞小説の制作方法であった。野崎左文は、画家に伝達するその概要のことを、「一つの腹稿」に基づいた「筋書のヤマ」の「覚書」と表現している。³³ 介山がこうした意識をいまだ有していたとすれば、本文と同根であるところの挿絵を一種の「複製」と見なし、また話るところの描画技術の提供にとどまると考えていたであろう挿絵画家に、³⁴ 単独の著作権を認める発想がなかったことも理解できよう。そして、かりに法廷において絵入り新聞小説のこうした制作慣例が明らかにされ、そのうえで著作権は「独創ノ思想」に発生するもので、技能には生じないとした右の判例が参照されたとすれば、その結果が鶴三側の勝利だったかどうか、いささか心もとなく思われるのである。

そして、これこそがまさに、介山と鶴三との相剋を惹起した問題の本質だったことは、すでに述べてきたとおりである。判例まで視野に入れてはいなかったとしても、自身が与えた指示の内容を事細かに開示した介山と、これを徹底して隠匿・黙殺し、画家による自由な創意を強調した鶴三双方の意識が、ともに挿絵制作のありかたに向けられていたことは間違いない。少なからぬ同時代の論者、ま

た鶴三のもとに書信を寄せた人々のいずれもが、小説「大菩薩峠」と鶴三の挿絵との芸術的価値の優劣、挿絵画家の社会的地位、さらには介山の人間性にまで議論を拡散させていったのに対し、争点の核心を見抜き、法と判例に照らして論じようとした勝本は慧眼であったように思われる。筆者は先の「問題系」において、介山の主張を凶像としてのキャラクターに関する商標権に近い問題と解したが、むしろこれは著作権および著作隣接権の発生と、加えられたばかりの映画化権等に関する条文の解釈をめぐる、当時としてはきわめてアクチュアルな法制史的問題だったと言うべきだろう。

逆に言えば、鶴三が一連の「大菩薩峠」挿絵制作と、続く「挿絵事件」で真に乗り越えねばならなかったのは、明治期から続く画家が小説作者に従属した挿絵制作のありかたと、それを追認しかねない法の問題であった。実際の制作現場においては、本稿第二節で見たとおり連載中から制作工程が変りつつあったようだし、個別の例ゆえ一般化は慎まねばならないが、「挿絵事件」渦中の昭和十年一月、『日の出』で連載がはじまった吉川英治作・岩田専太郎画「新編忠臣蔵」について、原稿を読んだ画家が「挿絵がしめるスペースを割付用紙に示した」絵型の段階から作っていたとの証言もある。³⁵ だがそうした実態だけでなく、「挿絵事件」に際して小説や小説家からの挿絵画家の独立と、挿絵がほかならぬ画家自身の作品であることが広く論じられ、社会的に認められることは、鶴三にとって、介山からの指示を受けて描いた自作と向きあううえでも不可欠であったに違いない。罪刑法定主義の原則に立つ司法の判断を待ったとすれば、これはかなり危うい賭けだったと思われるが、しかし鶴三に与した多くの論者の存在は、小説作者が挿絵まで統括するという発想がすでに過去のものとなった社会通念をまぎれもなく示しており、だか

らこそ介山は告訴を取下げざるをえなかったのだろう。このように考えれば、「挿絵事件」は挿絵の著作権の確立というより、むしろ挿絵制作をめぐる小説家と画家、メディア、そして読者の認識の変化が、言説によって広く明示・確認されたという意味において、近代の挿絵史上象徴的な位置にあったとすべきなのである。

注

- (1) 荒井真理亜・高野奈保・多田蔵人・出口智之・松本和也「『新出』石井鶴三宛中里介山書簡四十通 翻印と註釈——『大菩薩峠』関連書簡を中心に——」(『信州大学附属図書館研究』平成二十九年三月・拙稿「新聞小説と挿絵に関する問題系——『大菩薩峠』をめぐる石井鶴三宛中里介山書翰から——」(同)。URL=<http://www.shinshu-u.ac.jp/institution/library/about/journal/special.html>。
- (2) これらの巻の間に発表された二巻については、「白骨の巻」(大正十四年五月十三日〜八月二十七日)は金森観陽画、「めいろの巻」(昭和二年十一月二日〜翌年四月七日)は中村岳陵画。
- (3) 前掲「『新出』石井鶴三宛中里介山書簡四十通 翻印と註釈」所引の書簡15、大正十四年八月十八日付。
- (4) 中里介山「創作と挿絵の問題」(『隣人之友』昭和九年九月)。
- (5) 石井鶴三「自序」(『石井鶴三挿絵集』第一巻、光大社、昭和九年七月)。
- (6) 石井鶴三「挿絵の問題」(『中央公論』昭和九年十二月)、三百五十二頁。
- (7) 匠秀夫「昭和六〇九年の鶴三の仕事」(『石井鶴三全集』第五巻、形象社、昭和六十二年一月)、五百九頁。
- (8) あらためて掲示すれば、以下のとおりである。
一、原則として原簡に忠実に翻字し、仮名遣い、漢字の誤りもそのまま残

す。仮名の清濁も原簡のままとする。

一、仮名については、変体仮名は通行の字体にあらためる。片仮名を平仮名とすることは原則として行わないが、助詞の「ハ」「ニ」についてはのみ、変体仮名の一種とみなして平仮名にあらためる。「トモ」「コト」「より」「廿」「卅」等の合字は開く。

一、漢字については、常用漢字・人名用漢字の字体を用いる。異体字・同字・俗字等は、すべて現行の字体とするが、別字であるものは原則として改めず、数字の大字(壹・拾・阡など)も、そのまま表記する。

一、文字が塗りつぶしてあって判読不能な場合は●で、判読可能な見せ消ちは、その文字に取消線をかけて示す。なお、どちらの場合においても、筆者による訂正がある場合には、書加えられた文字を「」内に示す。

一、欠・蝕・濡れ等によって判読不能な文字は□で示す。なお、字が強く推定できるものについては、□の右傍の「」内に「カ」を附して示す。

一、判読できなかった字はHで示す。

一、翻字者による註は《》の中に示す。

一、尚々書は、書簡中のどこに記入されていても、本文最終行の後ろに記す。

なお、「書簡A」等の下に記したバーレン内の番号は、信州大学附属図書館によって付された整理用の仮番号である。

- (9) 文中の「偽版者征伐」については未詳だが、柞木田龍善『中里介山伝』(読売新聞社、昭和四十七年三月)には、大正十五年の項に次のようにある(百四十三頁)。

八月には、幕末の風雲児「机龍之助」という本も出た。発行者は東京市下谷区御徒町二丁目六、石渡保太郎、日本橋区馬喰町三丁目、通俗読物普及会、今古堂、田村時三といった偽本が出たが、謝罪状で解決。

- (10) 松本和也「同時代のなかの『挿絵事件』——『大菩薩峠』(作・中里介山、

画・石井鶴三」と挿絵著作権」(『芸芸研究』平成二十七年九月)。

(11) 松本和也「同時代のなかの「挿絵事件」」(前掲)、四十五頁。

(12) 田中貢太郎「大菩薩峠の挿絵版權問題【1】題名次第で可」(『報知新聞』昭和八年八月十日)・佐野繁次郎「大菩薩峠の挿絵版權問題【2】なぜいけない」(同、八月十一日)・榛村専一「大菩薩峠の挿絵版權問題【3】挿絵の著作権」(同、八月十二日)・中里介山「大菩薩峠の挿絵版權問題【4】原著者の弁明」(同、八月十三日)。

(13) 榛村専一「小説と挿絵の問題」(『都新聞』昭和九年十月九日～十日)。

(14) 松本和也は「同時代のなかの「挿絵事件」」(前掲)において、『石井鶴三挿絵集』第一巻に附された「四つのパラテキスト」(新妻堯「序に代へて」・木村莊八「石井鶴三の挿絵」・鶴三「自序」・中島謙吉「本挿絵集の出版に際して」)は、「介山への反論(理論武装)」といった色彩が強い」と指摘し、「こゝとを芸術一般の問題へとスライドさせつつ、挿絵(画家)の芸術性(と大衆性)を高く評価することで、挿絵の自律した価値とそれゆえの著作権を主張していくものであった」と述べている(四十七～四十八頁)。

(15) 金子一夫「大正・昭和戦前期全国中等学校図画教員の総覧的研究(5)——東京府立高等女学校・私立高等女学校及び女学校——」(『茨城大学教育学部紀要(教育学科)』平成二十七年)、四十九頁。

(16) 一連の新聞報道の詳細については、松本和也「同時代のなかの「挿絵事件」」(前掲、四十九～五十一頁)を参照されたい。

(17) 木村莊八「石井鶴三の挿絵」(『石井鶴三挿絵集』第一巻、前掲)。介山が特にこの文章に反応したことは、柞木田龍善『中里介山伝』(前掲、百五十二～百五十三頁)が伝えている。

(18) 奈良正路「鉄箒 挿絵の版權」(『東京朝日新聞』昭和九年十月十七日)・同「挿絵の著作権に関する一考察——石井鶴三氏の挿絵出版問題の側面観——」(『法律新報』昭和九年十一月五日(上)・同十五日(下))。

(19) 奈良正路「挿絵の著作権に関する一考察」上(前掲)、四頁。

(20) 奈良正路「挿絵の著作権に関する一考察」下(前掲)、四頁。

(21) 奈良正路「挿絵の著作権に関する一考察」下(前掲)、五頁。

(22) 勝本正晃「挿絵集による著作権侵害問題」(『民商法雑誌』昭和十年三月)、十頁。

(23) 勝本正晃「挿絵集による著作権侵害問題」(前掲)、十四頁。

(24) 勝本正晃「挿絵集による著作権侵害問題」(前掲)、十六頁。

(25) 榛村専一「小説と挿絵の問題」二(前掲)。

(26) 勝本正晃「挿絵集による著作権侵害問題」(前掲)、十九頁。

(27) 奈良正路「挿絵の著作権について勝本博士に答う」(『民商法雑誌』昭和十年五月)、二十四頁。

(28) 奈良正路「挿絵の著作権について勝本博士に答う」(前掲)、二十四～二十五頁。

(29) 奈良正路「挿絵の著作権に関する一考察」上(前掲)、四頁。

(30) 大審院大正三年(れ)第三三三三号 大正三年七月四日第三刑事部判決 刑録二十集一三六〇頁。

(31) なおこの判決は、雲右衛門の声調に独自の節回し、つまり創作的な旋律が含まれるにしても、それは楽譜等に記され、普遍的な再演奏が可能になつていない「即興演技的作品」にすぎないとして、やはり著作権の発生を認めない。

(32) 勝本は前掲「挿絵集による著作権侵害問題」で、「此類似の方法とは幻燈等のみならず、絵画をも包含するものと解すべく、挿絵は素よりそれ自身一の芸術として著作権の目的となるけれども、之を連続せしめて意味あらしむるときは、絵画を以て原文を説明すると同一に歸し、以て原文の著作権を侵害するに至るのである」と述べている(十四頁)。

(33) 野崎左文「明治初期の新聞小説」(『早稲田文学』大正十四年三月)、二十二頁。

(34) 介山は『大菩薩峠』の著作^マ侵害——「石井鶴三挿絵集第一巻」の再検討——(『隣人之友』昭和九年九月)で、「他人の作物によつて与へられた形式内容である、純粹にその人の画心の働きによつて描けるものではない」「挿

絵家の労力としては表現の巧拙及び多少の考証工夫だけである」と述べている（四十六頁）。

(35) 和田芳恵『ひとつの文壇史』（講談社文芸文庫、平成二十年六月）、百六頁。

*引用文の底本は、すべて注に記した。また、引用に際しては現行のかな・常用漢字・人名用漢字の字体を用いた。

*本稿を執筆するにあたりご教示を賜った松本和也・吉田大輔の両氏、および書簡の著作権継承者探索の労をお執りいただいた信州大学附属図書館に、厚くお礼申上げたい。

*本稿は科学研究費補助金（基盤研究C・課題番号16K02420）による研究成果の一部である。

書簡B (書10-56)



